



平成26年12月1日発行 第125号

INDEX

- お知らせ
「高齢者を狙った消費者トラブルに「ちょっと待った！！」」
「既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業について(有料老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム)」
「訪問看護ステーションに係る個別経営相談会の募集を開催します」
「訪問看護フェスティバルを開催します！」
- 報酬算定・運営基準
「居宅サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています」
- 注意
「今冬のインフルエンザ対策について」
「ノロウイルスの流行期に向けた感染症予防対策の徹底について」

お知らせ

○ **高齢者を狙った消費者トラブルに「ちょっと待った！！」**

「介護事業者向け出前講座」のお知らせ

★「出前講座 高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～」受講者 募集中！！

都では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など、高齢者を支える身近な方々を対象に出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント・対処方法などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期限	平成27年3月31日(火曜日)(土日祝日も実施)まで
講義時間	午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
講師派遣場所	都内で希望する場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、区市町村等
申込受付期限	平成27年3月6日(金曜日)まで 【先着200回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)>【出前講座】
高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問い合わせ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

お知らせ

○ 介既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業について（有料老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム）

平成21年4月1日付消防法改正に伴い、スプリンクラー等の設置義務が生じた既存施設、または設置義務がない既存施設について、スプリンクラー等の防火設備設置に対して補助を行います。詳細については、以下のホームページをご覧ください。

【補助対象】平成21年4月1日付消防法改正に伴いスプリンクラー等の設置義務が生じた既存施設。又は、スプリンクラーの設置義務がない既存施設。

【対象施設】有料老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム（条件有）

【補助額】1施設当たり470万円。一定の要件を満たす場合は1㎡当たり9000円が追加。

【申請期限】第1回 平成26年12月5日（金）

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>高齢者施設>既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業 (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/shortbouka/index.html>)

【お問い合わせ先】施設支援課施設整備係 TEL03-5320-4265

お知らせ

○ 訪問看護ステーションに係る個別経営相談会の申込を受付けております

東京都では、都内の訪問看護ステーションの経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーションの安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、訪問看護ステーションに係る経営に関する個別相談会を行います。年間73事業所を対象に前期と後期に分けて実施します。後期分の申込の受付を行っておりますのでぜひご応募ください。詳細は東京都のホームページでご確認ください。

【対象者】

- ・ 都内訪問看護ステーションの経営者・管理者・事務担当者の方
- ・ 訪問看護ステーションの開業を検討している方

【開催時期】

平成27年1月19日（月曜日）～1月22日（木曜日）

※相談時間は1事業所あたり1時間です。

【相談会場】 東京都庁内会議室

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>平成26年度訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/26kobetusoudan.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

○ 訪問看護フェスティバルを開催します！

東京都では、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、在宅療養を支える訪問看護の理解促進と人材確保を図るため、昨年度に引き続き、訪問看護フェスティバルを開催します。

【日時】平成27年1月10日(土) 10:00～15:30

【会場】東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場

【参加費】 無料

【対象者】看護職・看護学生、医療・介護職、都民の皆様

【プログラム】

10:00 開場

10:30～11:30 基調講演「自分のことは自分で決める」

講師：上野 千鶴子氏（NPO法人ウィメンズアクションネットワーク（WAN）理事長）

12:30～14:00 シンポジウム「めざせ訪問看護の世界」

座長：嶋森 好子氏（公益社団法人東京都看護協会 会長）

シンポジスト：椎名 美恵子氏（訪問看護ステーションみけ 所長）

菅原 久美子氏（訪問看護ステーションゆうあい）

柴田 三奈子氏（山の上ナースステーション 所長）

14:15～15:15 寸劇 「こんな時どうする？訪問看護ができること」

ミニ講座：① 訪問看護で介護予防

家崎 芳恵氏（野村訪問看護ステーション 所長）

② どんな医療処置が必要な状態でも自宅で生活するための方法

広川 直美氏（ナースステーション東京目黒支店 所長）

③ 住み慣れた自宅で最期を迎える

宮近 郁子氏（フクシア訪問看護ステーション 看護部長）

(10:00～15:30) 展示・相談会

介護用ベッド、移乗用品、在宅酸素療法用品など

介護相談、進路相談、就業相談

【応募方法】

○ 東京都看護協会ホームページ News サイトより <https://www.tna.or.jp>

○ 往復はがき又はファックス

住所・氏名・年齢・職業・電話・ファックス番号を明記の上、お申込み下さい。

（「訪問看護フェスティバルの申込み」と明記下さい。）

往復はがき：〒162-0815

東京都新宿区筑土八幡町4-17

公益社団法人東京都看護協会「訪問看護フェスティバル」担当 宛

ファックス： 03-5229-1524

【応募締め切り】

平成26年12月18日(木)

（※当日参加も可能ですが、お申込みがない場合、講演会等に参加できない場合がありますので、予めご了承ください。）

【お問い合わせ先】

公益社団法人 東京都看護協会「訪問看護フェスティバル」担当 TEL03-5229-1533

○ 居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています

かいてき便り(第116号平成26年3月1日発行)でお知らせしたとおり、居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。なお、様式に変更はありません。今後、変更届を提出する場合は本取扱いに従い、処理いただきますようよろしくお願いいたします。

詳しくは以下のホームページに掲載してありますので、各サービスを御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

注 意

○ 今冬のインフルエンザ対策について

東京都感染症情報センターのホームページでは、インフルエンザに関する情報として、「咳エチケット」、また「手洗いポスター」で正しい手洗いの方法を紹介するなどインフルエンザ対策についてまとめています。ご活用ください。

また、厚生労働省では、「インフルエンザのQ&A」や、「流行状況」の提供、「高齢者の入所施設等における感染防止対策の推進」として「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」など、「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめています。

各介護サービス事業所及び施設におかれましては、感染予防・感染拡大防止等適切な対策に努めていただくようお願いします。

【東京都感染症情報センターホームページ】

「東京都インフルエンザ情報」 <http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/flu/>

【厚生労働省ホームページ】

「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

○ ノロウイルスの流行期に向けた感染症予防対策の徹底について

ノロウイルスによる食中毒及び感染症の発生を防ぐため、ノロウイルスに関する知識と予防対策等について下記ホームページなどを利用し理解を深め、適切な対策に努めてください。

これからの時期においては、各施設において手洗いの徹底や、施設の衛生管理などに万全を期していただき、今後の流行に備えて十分にご注意ください。

【厚生労働省ホームページ】

「ノロウイルスに関する Q&A」

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)

「感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>)

「ノロウイルスによる食中毒 リーフレット」

(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/norovirus_pamphlet.pdf)